

介 保 第 1 9 3 号
平成 2 4 年 5 月 2 8 日

小規模多機能型居宅介護事業所
代表者 様

秋田市福祉保健部
介 護 保 険 課 長
(公 印 省 略)

小規模多機能型居宅介護の利用者が入院した場合の利用契約
および介護給付費の算定等の取扱いについて (通知)

日頃、本市福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

小規模多機能型居宅介護の利用者が入院し、通い・訪問・宿泊のサービスを利用できない場合の対応について、厚生労働省から下記のとおり Q & A が示されているところですが、秋田市では別紙「小規模多機能型居宅介護事の利用者が入院した場合について」による取扱いとすることとしましたので通知します。

小規模多機能型居宅介護事業者の皆様におかれましては、遺漏なき対応をお願いします。

記

厚生労働省 Q & A 問 4 2

(18.9.4 介護制度改革 information vol.127 事務連絡)

問 入院により、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスのいずれも利用し得ない月であっても、小規模多機能型居宅介護費の算定は可能か。

答 登録が継続しているなら、算定は可能であるが、お尋ねのような場合には、サービスを利用できないのに利用者負担が生じることに配慮して、基本的には、一旦契約を終了すべきである。

担 当 〒 0 1 0 - 8 5 6 0
秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市福祉保健部介護保険課
企画・給付担当 伊藤
電 話 8 6 6 - 2 0 6 9
F A X 8 6 6 - 2 3 0 9

【別紙】

小規模多機能型居宅介護の利用者が入院した場合について

利用者負担する利用料（1割負担）等に配慮し、小規模多機能型居宅介護の利用者が入院した場合について、秋田市の取扱いを次のとおりとします。

利用、契約に関する事項

- 1 利用者が医療機関へ入院したときをもって一旦利用契約を終了することを基本とする。（検査入院等の短期入院は除く）
また、月を通した入院が予見される場合や月を通した入院が判明した場合は、入院したときをもって一旦利用契約を終了すること。
- 2 入院に係るトラブルを避けるため、利用契約書および重要事項説明書等に上記1の内容を明記し、登録希望利用者やその家族等にその旨を十分に説明すること。
- 3 退院時に、入院前に登録していた事業所への再登録を希望することが想定されることから、地域密着型サービスの特色である「馴染みの関係」を維持できるよう、事業者は円滑な再登録にできるだけ配慮すること。
- 4 入院中の利用者に対する病院へのお見舞い等は、小規模多機能型居宅介護における訪問サービスには該当しないこと。

介護給付費に関する事項

- 1 利用者が月を通して入院しているにもかかわらず、登録を解除せずに介護報酬を請求し、支払いを受けた介護報酬は返還の対象とする。
- 2 長期入院している利用者等に対し、通いサービス・訪問サービス・宿泊サービスのいずれも利用できないことをもって利用者負担（1割分）を受け取らず、かつ、介護給付費（9割分）を請求し、支払いを受けていた事業者は、基準違反として厳しく処分する。